

平成30年度

第1回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

平成30年4月13日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第1回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	3件
議案第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第8号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	9件
議案第9号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第10号	遊休農地に関する措置の実施計画について	1件
議案第11号	農業委員会の適正な事務実施について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	11件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	35件
報告第3号	地目変更について	10件
報告第4号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	4件
報告第5号	農地利用最適化推進委員の公募に係る応募状況について	1件
報告第6号	平成29年度農業委員会年次報告について	1件

<出席委員> (15名)

2番	市原律子	4番	小川友安
5番	清宮惠理子	6番	齊藤憲次
7番	浅川政明	8番	長谷川秀明
9番	高橋芳和	10番	竹下洋一
11番	秋庭重樹	12番	中村浩道
13番	西郡高夫	14番	伊原茂久(職務代理者)
15番	齊藤元治	16番	長谷部衡平(会長)
17番	橋本泉		

<欠席委員> (2名)

1番	石井一也	3番	横山清亮
----	------	----	------

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
次長補佐	橘菌俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島悟	農地審査班長	江上章子

開 会 （午前 9時30分）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第1回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。

まず、小川 友安 委員、竹下 洋一 委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。

それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。

小川委員、竹下委員、前へお進みください。

——委嘱状伝達 （議長による委嘱状の読み上げ）——

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 4番 小川 友安 委員

議席番号 5番 清宮 恵理子 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(西郡班長)

ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区上泉町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、人参を予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区富田町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に第3項です。

お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区小金沢町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区御成台3丁目に在住の方が、義務者であります同区谷当町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

清宮委員

第3項について、ご高齢ですが農作業を手伝う方や後継予定者はいるのですか。

事務局

単身世帯であります。窓口で権利者の方とお会いしたところお元気であり、予定の作目が栗でありますので、負担も少ないと思われま。

後継者については確認が取れておりません。

長谷川委員

権利者の方と面識がありますが、お元気であり農作業の従事についても支障はないと思われま。

秋庭委員	農地の売買価格が案件によって大きく違っているように見受けられますが、価格はどのようにして決まっているのですか。
事務局	農家同士による売買は当事者で話し合っで決める傾向が強いです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。
事前審査第1班 (西郡班長)	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>なお、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料5ページから7ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。</p> <p>本案件は、貸資材置場用地とするものです。</p> <p>申請地は、千葉北インターチェンジから北東に約2kmに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地化の傾向が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>現況は農地で、周辺は農地と資材置場が混在しております。</p> <p>被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>また、既存の土留めで土砂の流出を防止します。</p> <p>次に、第2項です。</p> <p>お手元の資料8ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、貸駐車場用地とするものです。</p> <p>申請地は、千葉北インターチェンジから北東に約2kmに位置する農地です。</p>

農地区分は、市街地化の傾向が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。
被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(西郡班長)

ご説明いたします。お手元の議案書4ページをご覧ください。
第1項及び第2項につきましては一体案件であり、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。
また、議案第4号との関連案件でありますので一括してご説明いたします。

お手元の資料9ページから11ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.5kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。
現況は農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、第1項の農地については議案第4号第1項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の議案書8ページをご覧ください。

平成26年8月13日付け、千葉市指令農委第5号の26において転用許可をしております。

当初譲受人が今回譲受人からの要望により貸駐車場として転用を計画しておりましたが、今回譲受人の事業拡大が遅れたため転用計画が延期となっております。

このたび、今回譲受人の事業拡大の目途が立ったため、第2項の農地と併せて改めて事業を計画することとなりました。

次に、第3項です。お手元の議案書5ページ及び資料12ページご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成千原線大森台駅から南東に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、波板及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続中です。

次に、第4項です。お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.4kmに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。こちらは第6項と一体案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、店舗用地拡大と、それに伴う排水管用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから北に2.6km位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水は貯留施設にて流出抑制後、雨水管に接続し、汚水は合併浄化槽にて処理後、雨水管に接続します。

また、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第7項です。お手元の資料15ページから17ページをご参照ください。

また、議案第5号第1項と関連案件ですので一括してご説明いたします。

本案件は、太陽光発電施設敷地内に降る雨水を水路に接続する排水施設用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから南東に約2kmに位置する農地です。

農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可ですが、農地法施行規則第54条により、事業地の総面積に占める農地転用面積の割合が3分の1を超えない場合は例外として許可されると規定されています。

他法令関係は、森林法及び再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続中です。

また、お手元の議案書9ページをご覧ください。

本案件は先ほどの排水施設を整備するための工事前仮設道路とするもので、一時転用期間は、平成30年5月1日から平成31年5月1日までです。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第2項について、議案書によると相続が未登記であるということでしょうか。

事務局

本案件は相続が未登記であります。

このようなケースの場合、許可申請書とともに遺産分割協議書等をご提出していただくことで相続人が確定していることを確

	認しております。
橋本委員	第7項について、一体利用地を含むと事業面積が非常に大きいですが、直近のものでこの規模の太陽光発電施設への転用があれば教えてください。
事務局	平成28年度中に、2haを超える太陽光発電施設への転用申請がありました。
橋本委員	本案件は、林地開発事業にあたると思います。他法令の申請はどのようなものがありますか。
事務局	森林法に関しては千葉県に対して林地開発許可申請を提出済みであり、協議中との報告を代理人より受けています。
橋本委員	本案件は事業面積が5ヘクタールを超えておりますが、雨水の流出量は莫大なものになると思います。 資料によりますと、雨水を水路へ接続するとのことですが、管理者からの同意は得られているのですか。
事務局	雨水排水の接続については、本市の下水道関係の課と協議済みであるとのこと。 また、本案件のように農地法以外にも他法令に基づく許可申請を伴う案件につきましては、他法令の許可の見込みがたたない限りは農地法の許可も出ないこととなります。
清宮委員	山林を大規模に伐採すると、周辺へ様々な悪影響が生じる恐れがあると思います。それらをどのように判断しているのですか。
事務局	それぞれの関係法令がございますので、具体的には各法令の手続きについて確認しております。
清宮委員	平成28年度中に2ヘクタールを超える太陽光発電施設への農地転用があったとのことですが、竣工後に周囲へ悪影響が生じ

	たことはありますか。
事務局	既に完了報告を受けており、現在のところ悪影響の報告は確認されておられません。
橋本委員	太陽光発電そのものについては農業委員会ではなく環境局の所管と思いますが、営農型も含め、突然工事が始まるような事例もあります。 環境局への要望ですが、地元説明会もしくは立て看板を設置し計画を明示する必要があると思います。 この規模の伐採となると地元の人も不安に思うので、環境局と協議する機会があれば要望を伝えてほしいと思います。
事務局	環境局とは協議しておりますが、再生可能エネルギー特別措置法の改正により、地元での説明など、事業計画ガイドラインに従い遵守するという事業計画を経産省に提出することで、はじめて事業が認められるという手続きになっています。 標識についても20kw以上のものについては必ず現地に設置することが事業認定の条件とされています。 今後も関係先と情報交換してまいります。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号、第4号及び第5号は、許可と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。
事前審査第1班 (西郡班長)	ご説明いたします。 議案書の10ページをご覧ください。

第1項から3項まで、すべて千葉西税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

花見川区柏井町在住の農業相続人が、同町の畑6筆、合計面積5,162㎡について、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月1日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

第2項です。

花見川区長作町在住の農業相続人が、同町の畑12筆、合計面積10,191.1㎡について、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月1日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

第3項です。

花見川区犢橋町在住の農業相続人が、同町の田4筆、畑1筆、合計面積2,861.2㎡について、すべて自ら耕作の用に供していることを、3月27日の現地調査により、笠川推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

齊藤憲次委員

納税猶予中の土地を誰かに貸すことはできるのですか。

事務局

農業経営基盤強化促進法や農地中間管理機構を利用して誰かに農地を貸すことが可能です。

秋庭委員

以前は猶予期間が20年間だったところ、制度改正により終身になったとのことですが、制度改正前に相続した土地についても終身となるのですか。

事務局	制度改正前に相続があった土地については従前通り猶予期間が20年間となります。
秋庭委員	納税猶予中の土地を管理できなくなる人が今後増えることが懸念されますが、対策は何かありますか。
事務局	農地が遊休化する前に農業委員や農地利用最適化推進委員が地域の担い手の方へ農業経営基盤強化促進法や農地中間管理機構を紹介していき、集積していく必要があると思います。 国のガイドラインもこのような対策を推進しています。
秋庭委員	就任して9か月しか経っていないこともあり、制度を紹介するにしても知識の面で不安があります。
事務局	たしかに各制度が複雑で、説明することも容易ではないと思います。 ですので、まずは担い手となる人を探して頂くことが重要だと思います。 人と農地のマッチングが生まれた後に、その人に合った制度を事務局として紹介していけたらと思います。
橋本委員	納税猶予の申請は所有者自身の希望で申請されるもので、管理を怠らないようにしてほしいと思います。 農地中間管理機構を利用するにしても、多くの場合は借り手が見つからないのが現状ですので検討が必要と思われます。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(西郡班長)

ご説明いたします。
議案書の11ページをご覧ください。
第1項です。

中央区南生実町在住の方が所有しております、同町の畑8筆、合計面積2,160.17平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、3月8日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

第2項です。

花見川区長作町在住の方が所有しております、同町の畑1筆、合計面積588平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、3月6日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

—— 質問・意見等なし ——

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。

次に、議案第8号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

議案第8号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」ですが、第8項及び第9項の権利者が〇〇委員となっております。

議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。

従いまして、第1項から第7項をはじめに審議、採決をいただき、最後に第8項及び第9項の審議、採決をいたします。

それでは、第1項から第7項について事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
（西郡班長）

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

第1項から第4項までいずれも、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件です。

第1項及び第2項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、中央区塩田町在住の農家の方の所有する同町の田3筆、合計面積4,654㎡を賃借にて借り上げ、同区生実町在住の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第3項及び第4項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、若葉区野呂町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積5,000㎡を賃借にて借り上げ、中央区今井町在住の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第5項は、若葉区桜木在住の農家の方が、東京都江東区亀戸在住の農家の方、他1名の所有する若葉区加曽利町の畑4筆、合計面積3,562㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は2年です。

続いて、第6項は、若葉区旦谷町在住の農家の方が、同区谷当町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積1,451㎡に使用貸借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第7項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が、緑

区板倉町在住の農家の方の所有する同町の田1筆、面積1,715㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は10年です。

第1項から第7項までの合計面積は16,382㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙 手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号の第1項から第7項は、原案どおり決定いたします。

続いて、第8項及び第9項について審議しますので、関係委員については、おそれ入りますが退室をお願いします。

議場

———— 関係委員 退室 ————

それでは、第8項及び第9項について、事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(西郡班長)

ご説明いたします。

第8項及び第9項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

花見川区瑞穂在住の農家の方が、若葉区中田町在住の農家の方、他1名の所有する同町の畑3筆、合計面積2,546㎡に賃借

権を新規に設定するもので、設定期間はいずれも10年です。

本件につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号第8項及び第9項は、原案どおり決定いたします。
それでは、事務局、関係委員の入室をお願いします。

議場

———関係委員 入室———

議長
(長谷部会長)

次に、議案第9号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします

本案件は、総会にて審議を行う案件として、審査第1班では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長からの依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議場

===農政部入室===

議長

それでは、「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説

(長谷部会長)

明願います。

農政部

議案第9号議案について、ご説明いたします。

15ページに記載のあります「議案第8号第7項」と併せてご覧ください。

本案件は、農地中間管理事業の実施により、「議案第8号第7項」でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、市長が農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものです。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。

第1項は、緑区板倉町の田1筆、面積1,715㎡を、緑区板倉町所在の法人に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成40年4月30日までの約10年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第9号の説明は以上となります。

議長
(長谷部会長)

ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いいたします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

———— 質問・意見等なし ————

質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いいたします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。

議場

===農政部退室===

議長
(長谷部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部の説明を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いいたします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

付すべき意見が無いようですので、お諮りします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第9号は、「意見なし」と決定いたします。

次に、議案第10号「遊休農地に関する措置の実施計画について」を上程いたします。
事務局、説明願います。

事務局

別冊の議案書1ページをお願いします。
議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画についてですが、下段の議案説明欄に記載のとおり、農地法に基づく遊休農地に関する措置について、平成30年度の実施計画を定めようとするものです。
3ページをご覧ください。具体的な実施計画案です。

まず、1の「農地の利用状況調査」ですが、(1)、昨年度は農業委員10名及び農地利用最適化推進委員23名並びに事務局と農政課による調査班を編成し、市内全域の現地調査を実施しました。

今年度より、農地利用最適化推進委員による現地調査の結果、遊休農地と判定されたものに対し、事務局が写真撮影等の確認作業を行っていく体制といたします。

次に(2)ですが、納税猶予制度の適正な運用、農地が集団的に利用されている優良農地の遊休農地化防止及び遊休農地の有効利用を図るため、納税猶予適用農地並びに農振農用地を重点に全農地の調査を行います。

次に(3)ですが、その他、農業者からの遊休農地に係る相談等は、随時、地区担当の農地利用最適化推進委員により、利用状況調査を実施します。

次に、2「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、昨年同様、(1)利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に

対して、利用意向調査を実施します。その結果を（２）に記載のとおり、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体への貸付希望者の情報をそれぞれの機関へ通知します。

次に３「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、（１）所有者等の利用意向調査実施から６か月を経過した後、意向表明の履行状況及び意向表明のない方についての利用状況確認を実施します。

次に（２）に記載のとおり、状況確認の結果、表明した内容が実施されていない、または、該当農地の利用状況に改善が見られない場合は、総会の議決を経て、農地法第３６条に規定する勧告を行います。

４「非農地判定調査」ですが、上から５行目以下に記載の（１）（２）に該当する農地について、農業委員による現況確認を実施し、これに基づき、総会の議決により、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断を行います。

続いて、４ページをお願いします。

次に、５の平成３０年度実施スケジュールについてですが、別紙案のとおりと記載してありますが、恐れ入りますが４ページのＡ３の表をご覧ください。今、説明した内容を具体的にスケジュール表に落とししたものです。順番がわかりやすいように各項目に○数字を打って内容を記載しています。

まず、一番上の段の１「利用状況調査」ですが、①のとおり調査用公図・航空写真・台帳整理を５月下旬までに行い、農地利用最適化推進委員に配布します。

続いて、②農地利用最適化推進委員による現地調査を実施し、遊休農地の把握を行い、その農地について③のとおり事務局により現地確認、写真撮影を行い、概ね９月末までに完了する予定です。

次に、２の「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、④で遊休農地所有者等への利用意向調査を実施します。１１月末までに発送し２月中旬までに取りまとめを行う予定です。

これにより、貸付希望がある農地については⑤で、翌年２月に農地中間管理機構等に通知いたします。

次に３「利用意向状況確認後の状況確認とその後の措置」ですが、⑥利用意向調査後の状況調査を翌年度の１０月末までに実施いたします。

⑦⑧に該当がある場合については総会の審議を経て協議勸

告・非農地判定を行います。

次に、4「非農地判定調査」ですが、農地法第2号に該当するか否かの判断を随時実施して参ります。

⑨の非農地判定に該当がある場合については、市課税担当課へ通知します。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

現地調査ですが、農地利用最適化推進委員だけに任せるのではなく、昨年度の調査を経験している農業委員がサポートに入るべきだと思います。

利用意向調査ですが、農地中間管理機構にお願いしようとしても担い手がいないと受け付けてくれないのが現状です。

農協の協力を得て、農地中間管理機構へ担い手の情報を提供すべきだと思います。

事務局

地区によっては農業委員などのサポートを行うことも検討しています。

また、農協や農地中間管理機構とともに担い手に関する情報共有を改めて推進していこうと思います。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事務局の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第10号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第11号「農業委員会の適正な事務実施について」を上程いたします。

事務局、説明願います。

事務局

別冊の議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 1 1 号 農業委員会の適正な事務実施についてですが、農業委員会における平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を定めようとするものです。

議案書別冊の 1 3 ページをお願いします。

はじめに、別紙様式 2 として、「平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」からご説明させていただきます。

ローマ数字 I の「農業委員会の状況」については、1 の「農業の概要」及び 2 の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおりです。

1 4 ページをお願いします。

ローマ数字の II 「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1 の現状及び課題は、記載のとおりです。

2 の平成 2 9 年度の目標及び実績ですが、集積面積 4 5 5 . 1 7 h a の目標に対して、実績は 4 7 8 . 0 5 h a、うち新規実績は 2 0 . 3 7 h a。達成状況は 1 0 5 . 0 3 % となっています。

3 の目標達成に向けた活動は記載のとおりです。

4 の目標及び活動に対する評価ですが、まず、「目標に対する評価」については、認定農業者は減少したが、新規就農者、新規法人の参入が増えたことから集積目標を達成できたとし、「活動に対する評価」は、概ね計画どおり実施できたとしています。

次に 1 5 ページをお願いします。ローマ数字の III 「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1 現状及び課題」は、記載のとおりです。

次の「2 の平成 2 9 年度の目標及び実績」は、参入目標 1 0 経営体に対して、参入実績が 1 3 経営体、達成状況は 1 3 0 % となっています。また下段の参入目標面積 4 h a に対して、参入実績面積は 1 5 . 7 5 h a、達成状況は 3 9 3 . 7 5 % となっています。

続いて「3 の目標の達成に向けた活動」は、記載のとおりです。

次の 4 の「目標及び活動に対する評価」のうち、「目標に対する評価」ですが、法人参入等の増加によって、経営体数、面積ともに達成することができたとしています。

また、「活動に対する評価」は、概ね計画どおり実施できたとしています。

次に、1 6 ページをお願いします。

ローマ数字Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、1の現状及び課題は記載のとおりです。

次に、「2の平成29年度の目標及び実績」ですが、10haの目標に対して、実績が8.70ha、達成状況は87%となっています。

「3 2の目標の達成に向けた活動」は記載のとおりです。

次に「4の目標及び活動に対する評価」ですが、目標に対する評価は、目標となる面積は達成できなかったが、昨年度に引き続き遊休農地の割合は低い割合となっているとし、また、「活動に対する評価」ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員とともに現地調査に臨んだ結果、効率的に調査が進められた、としています。

次に、17ページをお願いします。

ローマ数字Ⅴの「違反転用への適正な対応」ですが、1の「現状及び課題」は記載のとおりです。

2の平成29年度の実績ですが、実績3.19haで、0.05haの減少となっています。

続いて3の活動計画・実績及び評価ですが、活動計画及び活動実績については、記載のとおりです。活動に対する評価は、パトロールの強化等により違反防止と早期発見に努め、違反面積は減少した、としています。

次に、18ページのローマ数字Ⅵの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

1、農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数が62件で、すべて許可となっています。

表の点検項目及び具体的な内容については、記載のとおりです。

次に、「2、農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数は124件で、表の各点検項目及び具体的な内容については記載のとおりです。

次に、19ページをお願いします。

「3、農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、表の点検項目の上段の農地所有適格法人からの報告についての右側の欄の実施状況について、上から管内の農地所有適格法人数30法人のうち、報告書の提出を行った農地所有適格法人数は20法人となっており、その下の督促を行った農地所有適格法人数は8法人で記載のとおり対応しました。

「4、情報の提供等」は、点検項目の一番下の段の「農地台帳の整備」については、実施状況として整備対象面積4,445ha、

データ更新を農地法の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他農地基本台帳申告書等の提出があった場合は、それらを踏まえて、随時更新しています。

次に、20ページをお願いします。ローマ数字Ⅶの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、特に要望・意見等はありませんでした。

最後に、ローマ数字Ⅷの「事務の実施状況の公表等」ですが、1、総会等の議事録やひとつ飛んで3の活動計画の点検・評価についてはホームページにて公表を行っています。また2、の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、昨年度は実施しておりません。

続きまして、議案書を戻っていただきまして、9ページをお願いします。

ここからは、別紙様式1「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。

ローマ数字Ⅰの「農業委員会の状況」については、1の「農家・農地等の概要」及び2の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおりです。

次に、10ページをお願いします。ローマ数字Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1 現状及び課題ですが、管内の農地面積は3,610ha、これまでの集積面積は478.05ha、集積率は13.20%となっています。

また、「課題」は、地域の貸し出し可能な農地と地域の担い手の情報の収集とそのマッチングが必要としています。

2の平成30年度の目標及び活動計画では、集積面積を488.05haとし、そのうち新規集積面積を10haとしました。

「活動計画」については、記載のとおりです。

次に、ローマ数字Ⅲ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

1の「現状及び課題」のうち上段の新規参入の状況については、記載のとおりです。

その下の課題については「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した農地の確保が困難」としています。

次に、2の平成30年度の目標及び活動計画では、「参入目標数」として、7経営体、参入目標面積を2.8haとしました。

「活動計画」については、記載のとおりです。

次に11ページをお願いします。

ローマ数字のIV「遊休農地に関する措置」についてです。

1 現状及び課題ですが、「管内の農地面積」は、3,610haのうち「遊休農地面積」は、16haで、割合は0.50%です。

「課題」については、農地の遊休化を防ぐため、相続や離農などの情報を収集し、早期に担い手への集積・集約を進める必要があるとしています。

次に、2 平成30年度の目標及び活動計画ですが、

「目標」は、遊休農地の解消面積を10ha。過去の実績を勘案して設定しました。その下の「活動計画」については、記載のとおりです。

次にローマ数字のV「違反転用への適正な対応」です。

1 現状及び課題は、記載のとおりです。

2 平成30年度の活動計画ですが、①農地のパトロールの実施②違反転用防止啓発リーフレットの配布③違反転用防止月間を設け、農地パトロールの強化を挙げています。

調書の内容については以上です。

なお、ただいまの、「農業委員会の適正な事務実施」について、この総会で決定いただいたのち、公表し、その後、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

人・農地プランの作成について、現在のところで検討中のところはありますか。

事務局

今のところ小食土周辺で検討が進んでいます。
その他の地区については調査中ではありますが、意向が強い地域を積極的に検討したいと思います。

長谷川委員

農地の集約化とは、どのような状態をもって集約されたとみなせるのですか。

事務局	担い手の方へ移転されるもしくは耕作権が設定されることで集約されたと考えます。
清宮委員	新規参入促進の目標について、過去の実績より少ないのはなぜですか。
事務局	達成しなければならない最低面積として設定したためです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事務局の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第11号は、原案どおり決定いたします。
事務局	<p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。</p> <p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の19ページまでに11件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案書の20ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の24ページまでに35件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。</p>

続きまして、議案書の25ページをご覧ください。
報告第3号「地目変更について」は、10件ございました。
申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の26ページをご覧ください。
報告第4号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、4件ございました。
内容につきましては、3月の総会で審議されたもので、3月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告第5号「農地利用最適化推進委員の公募に係る応募状況について」です。

別冊の議案書の21ページをご覧ください。
推進委員の募集につきましては、2月13日の農業委員会総会で議決を頂きまして、3月14日から募集を開始しており、本日4月13日までが募集期間となっておりますが、先日4月12日までの応募状況について、ご報告をさせていただきます。

はじめに「1 募集する人数」ですが、欠員となっている1人を募集しており、2の「委員を募集する担当区域は」第3地区で、花見川区と稲毛区の一部となります。

3「応募受付期間」は、3月14日から本日の4月13日までの1か月間となります。

4「応募状況」は、昨日の時点で60代の男性が2人となっております、氏名などは下記のとおりです。

5「応募の結果の公表について」ですが、ホームページなどで最終の応募状況を公表します。

6「今後のスケジュール」は、4月下旬に書類審査及び面接を実施し、5月15日の総会にて委嘱を行う予定です。

7「その他」といたしまして、最終的な応募結果につきましては、来週以降文書で、全委員さんにお送りさせていただきたいと思っております。

報告第5号「農地利用最適化推進委員の公募に係る応募状況について」の説明は以上です。

報告第6号平成29年度農業委員会年次報告についてです。
本件は平成29年度の農業委員会への申請状況や委員の活動状況をまとめてご報告するものです。

議案書別冊の、23ページをお願いします。

はじめに1の「農地の権利移動（第3条）及び農地転用（第4条、第5条）等の状況」ですが、（1）「農地法第3条の状況」については、件数は、120件、面積は、601,876㎡です。前年度に比べ件数で12件増加し、面積も、69,462㎡増加しました。

次に（2）「農地法第4条の状況」については、件数は、170件、面積は、105,681㎡です。

前年度に比べ件数で23件減少し、面積も、9,918㎡減少しました。

（3）「農地法第5条の状況」については、件数は、561件、面積は404,385㎡です。前年度に比べ件数は56件減少し、面積は59,048㎡増加しました。

次に（4）「農地法に基づく許可を要しない現況確認書（非農地）の状況」については、発行件数は、3件、面積は、1,097㎡です。

次に（5）「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」ですが、相続税の交付件数は、3件、面積は、16,627㎡です。贈与税の交付は、ありませんでした。

次に（6）「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてです。

照会件数は、180件、面積は、186,942㎡、現地調査回数は、3回です。

ただ今、ご説明しました、農地法第3条・4条・5条等の詳細については、次ページに記載しておりますので、後ほど、ご覧ください。

次に25ページをお願いします。

4「農地違反転用防止対策事業」ですが、（1）未然防止の啓発（2）違反転用の主な事例（3）指導体制の強化につきましては、記載のとおりです。

（4）事業実績ですが、違反転用件数が22件でそのうち19件が是正に至っており、3件が是正指導中です。違反転用の内訳、件数については、資材置場が8件と最も多くなっております。

次に26ページをご覧ください。

5「農地改革関連事務」ですが、農地改革に係る買収・売渡等の調査及び資料提供を行う事務ですが、平成29年度の相談件数は、0件でした。

6「農業委員会による和解の仲介」についても、平成29年度の申立ては、ありませんでした。

7「国有農地等(など)に関する管理」の状況ですが、（1）表の下段、「計」の欄をご覧ください。平成30年3月末現在で、平成21年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、58

筆、24,740㎡となっています。

(2) 開拓財産の処分は0件です。

また、(3) 農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991㎡です。

次に27ページをご覧ください。

8 「農地銀行」についてですが、始めに、(1) 農地銀行活動として、昨年11月9日、青葉の森公園で開催された、「経営力強化・農地集積促進シンポジウム」に参加しました。

農地流動化推進員への権利調整依頼を、4筆、3,424㎡の農地について行いました。

利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手85戸、借り手34戸に行いました。

農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページの通年掲載により制度の普及、啓発を図りました。

続きまして、(2) 「農地銀行登録・権利設定状況」についてですが、平成29年度の登録状況は、14筆、22,195㎡です。

累計として、現在、282筆、284,817.21㎡登録されています。

続きまして、「3年度別利用権設定状況」についてですが、29年度の利用権設定面積は、新規設定が234,636.56㎡で、再設定が285,729.61㎡、合計520,366.17㎡となっています。

次に28ページをお願いします。

9 「農業委員会だより」についてですが、29年度につきましても農業委員会だよりを、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。

発行部数、発行回数につきましては、記載のとおりです。

掲載の内容については、表のとおりで、新体制となった農業委員会の紹介や、「農地等の利用の最適化に関する指針」、農地利用状況調査の実施、農業者年金などに関する情報提供を行いました。

次に29ページをお願いします。

10 「会議開催状況」です。

表の部分になりますが、農業委員会総会と旧体制での農地部会・

農業振興部会を合わせて16回開催しました。

次に30ページですが、

農地利用最適化推進委員連絡協議会を5回開催し、農業委員、推進委員で構成する班の活動と旧体制での分科会を合計、18回開催いたしました。

報告第6号「平成29年度農業委員会年次報告」は以上になります。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

————— 質問・意見等なし —————

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

次に日程第4の連絡事項1「農業者年金の加入推進について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局

「農業者年金の加入推進について」ご説明します。

千葉市農業委員会では農業委員会会長を加入推進部長に位置づけ、推進活動を行っており、昨年度は特に加入推進強化月間中の10月～12月に、若葉区において若い農業者に対象を絞り、戸別訪問を行うなど、加入推進に努め、2名の新規加入者を獲得することができました。

また、農業委員会だよりやホームページなどにより、周知を図っておりまして、昨年12月発行の「農業委員会だより」において、加入推進に係る記事を掲載し、併せて、パンフレットを同封し周知・啓発に努めました。

今後も、同様に加入推進に努めてまいります。新規加入者の掘り起こしには、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様のお力添えがぜひとも必要であります。

今年度も昨年度同様1人1件の加入推進活動をお願いいたしますので、農家の方に農業者年金についてお話しする機会を設けて頂き、来年の1月までに加入推進記録簿の提出をお願いします。

また、加入希望やお問い合わせ等ありましたら、事務局までご連絡くださるよう、引き続き、加入推進について、ご理解・ご協

議長
(長谷部会長)

力をよろしくお願いします。

「農業者年金の加入推進について」は以上です。

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等無いようです。

以上をもちまして、平成30年度第1回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時00分)